

「後見制度支援預金」の取扱開始について

株式会社七十七銀行(頭取 小林 英文)では、シニア向けサービスの充実を図る観点から、「後見制度支援預金」の取扱いを開始いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

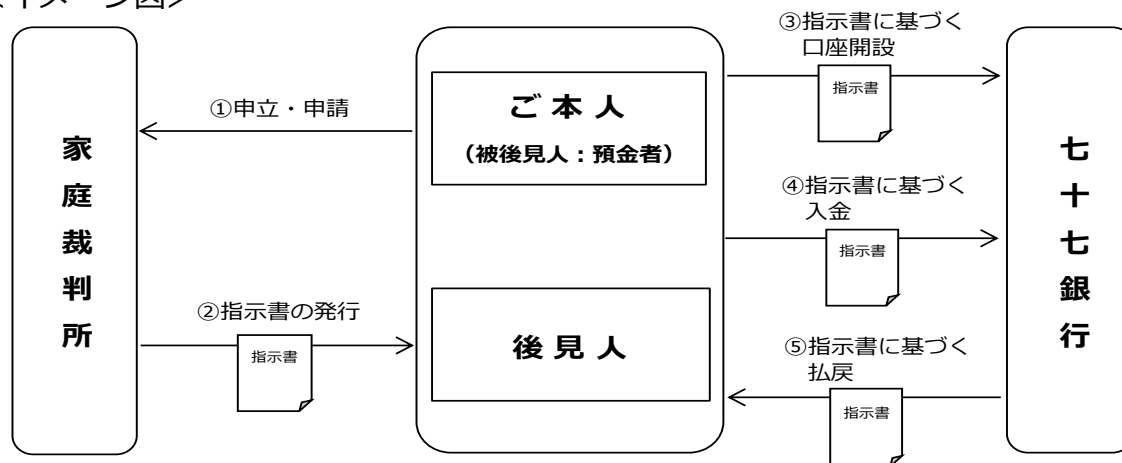
当行は、今後ともお客さまの幅広いニーズにお応えするとともに、お客さまの資産管理等にかかるサポートの充実に努めてまいります。

記

1. 「後見制度支援預金」の概要

「後見制度支援預金」は、口座開設および入出金等の各種取引について、仙台家庭裁判所の発行した「指示書」が必要となることから、被後見人の資産を安全かつ適切に保護・管理することができる預金です。

<イメージ図>



2. 商品内容

別紙のとおり

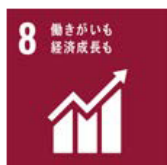
3. 取扱開始日

2021年2月15日(月)

4. 取扱店

宮城県内の全営業店(出張所を含む)

5. 関連するSDGs



SDGs (Sustainable Development Goals)

2015年9月に、国連に加盟する全ての国が全会一致で採択した国際目標であり、17のゴールと、169のターゲットから構成されています。

七十七グループは2020年7月に「七十七グループのSDGs宣言〜もっと、ずっと、地域と共に。〜」を表明しました。

以上



(別 紙)

「後見制度支援預金」の商品内容

項 目	内 容
商品名	後見制度支援預金
対象者	仙台家庭裁判所より後見制度支援預金の利用にかかる「指示書」の発行を受けた成年後見人または未成年後見人
取扱店	宮城県内の全営業店（出張所を含む） ただし、定額自動送金サービスを利用する場合は、送金先口座（被後見人名義の口座）と同一の営業店とします。 なお、口座開設店以外でのお取引は行えません。
対象となる預金	普通預金または決済用普通預金 注. 総合口座、WEB通帳のお取扱いはできません。
最低預金額・ 上限金額	預入金額：0円以上（ただし、「指示書」に記載の金額と同額と します。） 預入単位：1円単位 預入上限：なし
適用利率	普通預金と同利率（決済用普通預金には付利しません。）
口座開設手数料	11,000円（消費税込）
特 約	普通預金規定に加え、「後見制度支援預金にかかる特約」が適用されます。
口座開設・ 入金・払戻	仙台家庭裁判所の発行する「指示書」により取扱います。
ご利用いただける サービス	仙台家庭裁判所の発行する「指示書」において指定がある場合に 限り、定額自動送金サービスの利用が可能です。 注. 送金方法については「毎月定額送金（増額不可）」かつ「送 金日：11日（休日の場合は翌営業日）」のみとなります。
ご留意事項	以下のお取引は行えません。 1. 振込による入金 2. キャッシュカードの発行 3. ATMの利用 4. ダイレクトサービスの契約および利用 5. 公共料金等の自動引落および積立預金等の自動振替口座への 指定 6. 給与・年金・配当金等の受取口座への指定 7. マル優の利用 8. 投資信託や公共債等の資金決済口座としての利用

項 目	内 容
解 約	<p>1. 後見人（または預金者等）からの申出による解約 「指示書」により取扱います。ただし、法定後見制度の適用対象外となった場合は「指示書」によらず解約することが可能です。</p> <p>2. 金融機関による解約 次の場合、金融機関の判断により解約する場合があります。</p> <p>(1) 法定後見制度の適用対象外となった場合</p> <p>(2) 「貯蓄預金・普通預金・納税準備預金取引規定集」に定める「金融機関による解約条項」に該当する場合</p> <p>(3) 法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行がこの預金の継続的な提供が困難であると判断した場合</p> <p>(4) 預金者または後見人の責めに帰すべき事由により当行が終了すべきと判断した場合</p>
預金保険制度の適用	<p>1. 普通預金：被後見人の他の預金と合わせて、預金保険の範囲内で保護されます。</p> <p>2. 決済用普通預金：全額保護されます。</p>

以 上